

飲料用自動販売機設置に係る公有財産賃貸借契約書（案）

1 事項名 令和8年度 日向市自動販売機設置場所貸付

2 貸付物件

施設等名称	貸付場所	施設等所在地	貸付面積 m ²
災害対応型：		配色指定：	

3 貸付期間 自 令和 8年 4月 1日 ~ 至 令和 11年 3月 31日

4 貸付料（年額）

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 契約保証金 要
日向市財務規則 条
不要 日向市財務規則第109条第3号

上記の貸付について、日向市を貸付人、
を借受人とし、各々の対等な立場に
おける合意に基づき、添付の飲料用自動販売機設置に係る公有財産賃貸借契約書によつ
て借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定（屋外設置の場合は法第25条の
規定）に基づく公有財産の賃貸借契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するもの
とする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 日向市本町10番5号
日向市
日向市長 西村 賢 印

借受人 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 印

飲料用自動販売機設置に係る公有財産賃貸借契約約款

(総則)

第1条 貸付人及び借受人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、添付の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

(期間延長)

第2条 貸付期間満了時において、この契約の更新又は貸付期間の延長は行わない。

(貸付物件の用途等)

第3条 借受人は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、管理・運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行うものとする。

2 借受人は、貸付物件を自動販売機設置運営事業の専用用途（以下「専用用途」という。）に使用しなければならない。

3 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適切に使用するよう努めなければならない。

(禁止事項)

第4条 借受人は、この契約に基づき次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）貸付物件を専用用途以外に使用すること。

（2）貸付物件に建物又は工作物（ただし、この契約に基づく自動販売機及び貸付人借受人協議のうえ設置するものを除く。）を設置すること。

（3）貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類する行為をすること。

（4）この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、承継すること。

（5）貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を販売すること。

（6）自動販売機の販売品と直接関係のない広告を掲示すること。

(貸付料の支払)

第5条 借受人は、当該年度分の貸付料にあっては、貸付人が発行する納入通知書により指定の期日までに納入しなければならない。

(充当)

第6条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、何ら勧告なしに債務不履行の延滞金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

2 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当額等について借受人に書面により通知し、借受人は、その通知を受けた日から30日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務不履行額を追加納入しなければならない。

3 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する遅延損害金を貸付人に納入しなければならない。

(維持管理)

第7条 借受人は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を厳守して貸付物件を使用しなければならない。

（1）自動販売機の設置

ア 自販機の設置にあたっては、障がい者、高齢者等に配慮したユニバーサルデザイン対応型の機種、また、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

イ 仕様書で機能・配色等の個別条件が付されている場合は、当該条件に従った自動販売機を設置すること。ただし、貸付期間の始期から6か月を超えない範囲の期間は、当該

条件に従わない自動販売機を設置できるものとする。なお、借受人がこの契約に基づき、市の施設において、新たに災害対応型自販機を設置した場合は、速やかに貸付人と別に定める災害時における救援物資提供に関する協定を締結すること。

- ウ 自動販売機は、設置しようとする施設の軸体に負担のかからない方法で転倒防止及び耐震対策を講じること。
- エ 電気工事等を必要とするときは、施設管理者の指示に従い工事を行い、工事完了後はその旨を施設管理者に報告すること。
- オ 自動販売機設置後は、施設管理者の確認を受け、施設管理上支障があると認められる場合は指示に従い速やかに是正すること。
- カ 自動販売機の転倒等によって第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切に対応、処理すること。
- キ 自動販売機の前面に問い合わせ連絡先を明記すること。

(2) 回収ボックスの設置

- ア 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に飲料容器 等の回収ボックスを設置し、設置完了の報告を行うこと。
- イ 回収ボックスは、借受人の責任で衛生的に良好な状態で管理し、回収した飲料 容器 等は関係法令を遵守して適正に処理すること。

(3) 販売品

- ア 販売品は飲料（清涼飲料水類。酒税法第2条による酒類及びその類似品を除く。）のみとする。
- イ 仕様書で販売品に個別条件が付されている場合は、貸付人と借受人が協議のうえ当該条件を履行すること。
- ウ 販売品の価格は標準小売価格を上回らない価格とすること。
- エ 販売品の賞味期限に注意し、適切に衛生管理を行うこと。

(4) その他

- ア 自動販売機、販売品及び回収ボックス等の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守し、関係機関への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- イ 自動販売機の搬入搬出、販売品補充、飲料容器回収及び金銭管理等の方法及び時間は施設管理者の指示に従うこと。
- ウ 自動販売機及び回収ボックスは常時使用可能な状態で設置すること。

(光熱水費の実費徴収)

第8条 自動販売機に係る電気料、水道料等の光熱水費については借受人の負担とし、貸付人の設備を使用する場合は、原則として借受人が使用量を計測するための子メーターを設置し、貸付人が月単位で算定した実費相当額を納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2. 光熱水費の具体的な算定方法は、別紙仕様書に準ずる。

(貸付物件の引渡し)

第9条 貸付人は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で借受人に引渡す。

2. 貸付物件の引渡しは貸付人立会いのもとで行う。

(契約不適合責任)

第10条 借受人は、貸付物件の種類、品質又は面積に関して契約内容に適合しない場合でも、貸付料の減免及び損害賠償請求はできない。

(修繕義務)

第11条 貸付人の責めによる場合を除き、貸付物件の修繕に要する費用は全て借受人の負担とする。

(滅失又はき損の通知)

第12条 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合、直ちに貸付人に通知しなければならない。

(滅失又はき損の原状回復)

第13条 借受人は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合、借受人の負担において原状回復しなければならない。

(維持保全義務等)

第14条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2. 借受人は、維持管理義務の怠慢等により第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負い、貸付人が代わりに賠償した場合は求償される。

3. 貸付人は、貸付人の責めによる場合を除き、自動販売機の盗難・破損事故等の責任を負わず、借受人は速やかに復旧し、その費用を負担する。

(調査等)

第15条 借受人は、自動販売機の月別販売数量及び販売額を翌年度6月末までにまとめて貸付人に報告する。

2. 貸付人は、契約違反等があると認めた場合、実地調査や資料提出を求めることができる。

3. 借受人は、正当な理由なく調査請求を拒否してはならない。

(契約解除)

第16条 貸付人は、以下の場合に契約を解除できる。

- (1) 公公用等のため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 借受人が義務を履行しないとき。
- (3) 禁止事項に違反したとき。
- (4) 貸付料の支払いを3か月以上怠ったとき。
- (5) 貸付場所を2か月以上専用用途として使用しないとき。
- (6) 重要事項に虚偽があったとき。
- (7) 手形・小切手の不渡りや銀行取引停止処分を受けたとき。
- (8) 強制執行の申立てを受けたとき。
- (9) 倒産手続きの申立てや決議がなされたとき。
- (10) 営業禁止・停止処分を受け、営業を停止したとき。
- (11) 事業に重大な変動があり契約継続困難と認められたとき。
- (12) 貸付物件の用途又は目的を妨げたとき。
- (13) 役員等が暴力団員等に該当、又は暴力団と関係があると認められたとき。
- (14) 暴力団排除措置が行われたとき。
- (15) 無差別大量殺人行為を行った団体又は構成員であるとき。

2. 貸付人は解除による損失の補償をしない。ただし(1)の場合は除く。

(借受人からの解約)

第17条 借受人は、6か月前までに書面で通知することにより契約を解約できる。

(暴力団の排除のための協力)

第18条 借受人は、暴力団員等から不当介入を受けた場合、直ちに貸付人及び警察に報告しなければならない。

2. 貸付人及び警察と協力して排除対策を講じること。

3. 排除対策を講じても事業に支障がある場合は貸付人と協議すること。

4. 不当介入による被害があった場合は速やかに被害届を提出し、貸付人と協議すること。

(違約金)

第19条 借受人は以下の場合に違約金を支払う。

- (1) 禁止事項違反：貸付料年額の 3 倍
- (2) 報告義務違反：貸付料年額相当額
- (3) 契約解除による解除年度の貸付料の 10%

2. 違約金は損害賠償の予定又は一部と解釈しない。

(貸付物件の返還)

第 20 条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、貸付物件を原状に回復して、貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができる事が明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合

貸付期間の満了の日

(2) 第 18 条及び第 19 条の規定により、この契約を解除する場合

貸付人の指定する日

2 前項の貸付物件の返還は、貸付人の立会いのうえで行うものとする。

3 貸付人は、借受人が第 1 項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、管理することができるものとする。この場合、貸付人に費用が生じたときは、その費用を借受人が貸付人に支払わなければならない。

(貸付料の返還)

第 21 条 貸付人は、第 18 条第 1 項第 1 号の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 貸付人は、第 18 条第 1 項各号（第 1 号を除く。）又は第 19 条に掲げる事由により、この契約を解除したときは、既納した貸付料を借受人に返還しない。

(損害賠償)

第 22 条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 借受人は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

3 借受人は、第 18 条第 1 項第 1 号の規定により貸付人がこの契約を解除した場合において、借受人に損害が生じるときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

4 借受人は、貸付人の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

5 借受人は、この契約に基づき設置する自動販売機の売上について、貸付人に一切の損害賠償を請求することができない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 23 条 借受人は、貸付期間が満了した場合又は第 18 条第 1 項第 2 号から第 15 号の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第 25 条 借受人は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(自動販売機利用者等への対応)

第26条 借受人は、自動販売機の故障等の連絡先を明記し、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って速やかに対応しなければならない。

(機種変更)

第27条 借受人は、自動販売機の機種を変更しようとするときは、あらかじめ貸付人の承認を受けるものとする。

(自動販売機の移設)

第28条 借受人は、貸付物件のある施設内の事務室等の配置変更等に伴い、貸付人が指定した位置を変更せざるを得ないとの貸付人の判断に基づき、貸付人から自動販売機又は回収ボックス等の移設について請求を受けたときは、借受人の負担により、貸付人が新たに指定する位置に当該自動販売機、回収ボックス等を移設しなければならない。

(緊急時の報告)

第29条 借受人は、次に掲げる事態が生じた場合は、直ちに貸付人に報告しなければならない。

(1) 自動販売機を休止する必要が生じた場合

(2) 自動販売機において事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(3) その他自動販売機設置運営事業の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 借受人は、自動販売機設置運営事業の履行ができないことが明らかになったときは、貸付人に對して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(裁判管轄)

第30条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、この貸付物件を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(補則)

第31条 この契約に定めのない事項については、日向市財務規則(昭和42年日向市規則第1号)に定めるところによるものとし、この契約及び日向市財務規則とともに定めのない事項については、必要に応じて貸付人と借受人が協議して定める。